

改葬手続きの流れ

① 新たに埋葬・収蔵する墓地を決める

新しく墓地を購入するなど埋葬・収蔵場所を決めます。

② 「改葬許可申請書」に必要事項を記入する

「改葬許可申請書」の（１）の部分を入力してください。

申請書は、市役所窓口で入手するか、ホームページから印刷してください。

（様式は市町村により異なりますのでご注意ください。）

③ 改葬許可申請者と墓地使用者が異なる場合は、墓地使用者から承諾をもらう

「改葬許可申請書」の（３）墓地使用者の承諾欄に記入してもらいます。

④ 現在埋葬されている墓地管理者（お寺等）から証明をもらう

「改葬許可申請書」の（２）墓地管理者の証明欄に証明をもらいます。

⑤ 市役所で改葬許可の申請をする

戸籍係窓口で「改葬許可申請書」を提出し、「改葬許可証」をお受け取り下さい。

⑥ 遺骨を取り出す

「改葬許可証」を現在の墓地管理者に提示して遺骨を取り出します。

⑦ 新しい墓地等へ埋葬・収蔵する

「改葬許可証」を新しい墓地の管理者に提示し、遺骨を埋葬・収蔵してもらいます

※ご注意

自治体により持ち物、手順などが異なる場合がありますので申請される自治体に事前にご確認ください。